

就業体験型プログラム実施に関する協定書

(実習生受入先。以下「甲」という。)、
(実習生在籍大学。以下「乙」という。)及び特定非営利活動法人
大学コンソーシアム大阪(以下「丙」という。)の三者は就業体験型プログラムを実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(実施目的)

第1条 本プログラムは、乙に在籍する学生が甲において実践的な実務を経験することにより、就業意識を高め、新たな学習意欲の喚起を図ることを目的とする。

(実習生及び実習期間)

第2条 実習生及び実習期間は別表のとおりとする。ただし、甲、乙及び丙協議のうえ、実習期間を変更することができる。

(実習生の身分)

第3条 甲は実習生について在籍大学の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとする。

(実習内容)

第4条 実習内容は甲の業務に関するものとする。

(実習時間)

第5条 実習時間は原則として甲の定める就業時間に準ずるものとする。

(賃金等)

第6条 実習生に対する賃金、交通費等は甲が特に定めない限り支給しないものとする。

(誓約書)

第7条 実習生は、実習にあたり遵守すべき事項を記載した誓約書を甲に事前提出するものとする。

(服務)

第8条 実習生は甲の定める就業規則及び諸規定を遵守するものとする。

(災害補償・賠償責任)

第9条 乙は実習期間中の事故に備えて、実習生に学生教育研究災害傷害保険(付帯賠償責任保険を含む。)等に参加させるものとする。

2 実習中における事故に関しては、その原因が明らかに甲に起因している場合を除き、甲はいかなる補償も行わないものとする。

3 実習生が故意又は過失により甲に損害を与えたときは、実習生は甲に対してその損害賠償の責を負うものとする。

4 乙及び丙は実習生に対して前2項に定める事項を指導徹底するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲、乙及び丙は実習生が実習期間中に甲において知り得た秘密事項(個人情報を含む)を実習中及び実習終了後においてもその一切を漏らさないよう指導を徹底する。

2 甲、乙及び丙は実習生の個人情報に関する守秘義務を遵守するものとする。

(知的財産の取扱い)

第 11 条 実習生が実習中に発明、創作等に関与し、特許権、著作権等の知的財産に関する権利が生じた場合は、原則として、甲に権利が帰属するものとする。また実習生は甲に無償で権利譲渡するものとする。

(実習生に対する処分)

第 12 条 実習生が第 8 及び第 10 条に違背するなど信義に反する行為を行ったときは、甲は速やかに丙に、丙は乙に報告するものとする。

2 実習生に信義に反する行為があったときは、甲は実習を中止することができるものとする。

3 乙は、丙から第 1 項に定める報告を受けたときは、事実確認を経て、実習生に対して乙の規定する処分措置を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、或いはこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するために、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

別表 (第 2 条関係)

氏 名	実 習 期 間		備 考
	年 月 日～	月 日 日間	

年 月 日

甲 (住 所)
(受入先名)
(責任者職名・氏名)

⑩

乙 (住 所)
(大 学 名)
(責任者職名・氏名)

⑩

丙 大阪市北区梅田 1-2-2-400 大阪駅前第 2 ビル 4 階
特定非営利活動法人 大学コンソーシアム大阪
キャリア支援部会長 ●● ××

⑩